

地域	バミューダ諸島
日付	2022年4月4日
法律事務所	Conyers Dill & Pearman Limited
役職名、氏名	Julie Mclean、ディレクター
連絡先	Julie.mclean@conyers.com

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の私的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。
- ii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。
- iii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の個別の分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要を教えてください。)

2016年個人情報保護法(以下、「PIPA」といいます。)は、バミューダにおける民間部門と公共部門の両方における個人情報の利用の規制及び保護を目的としています。

Iの(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合はIVに進みます。

II. 個人情報の保護に関する規程の基本情報

- i. Iで言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

名称: **2016年個人情報保護法**

① 「個人情報」の定義	「個人情報」は広義に定義され、「識別された、または識別可能な個人(すなわち自然人)に関するあらゆる情報」を意味します。また、PIPAには、「個人の出身地、人種、肌の色、国籍または民族的起源、性別、性的指向、性生活、婚姻状況、身体的または精神的障害、身体的または精神的健康、家族状況、宗教的信念、政治的意見、労働組合員、生体情報または遺伝情報に関するあらゆる個人情報」である「センシティブ個人情報」の定義も含まれています。
② 法律の適用範囲	PIPAは、以下のような個人、団体(企業、協会、非営利団体、慈善団体など)または公的機関である、すべての組織に適用されます。 (i) バミューダで個人情報を利用する場合(PIPAはバミューダ国外での個人情報の利用には適用されません)。及び

	(ii) 個人情報の全部もしくは一部が自動化された手段で（コンピュータファイル上で電子的に）利用されている場合、または自動化された手段で利用されていない場合は、構造化されたファイリングシステムの一部を構成する（もしくは構成することが意図されている）場合。
③ 地理的範囲	PIPA は、バミューダで利用される個人情報のみ適用されます。

- ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。
 個人情報保護法は、2016年に可決されたものの、実質的な条項のほとんどは未だ施行されていません。しかし、2022年には全体が施行されると予想されています。

III. OECD プライバシーガイドライン

- i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を体現した法の規定があればその概要をご教示下さい。
- <https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesonthe protectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>
- (a) 収集制限の原則
 PIPA は、個人情報の収集は、それが必要とされる目的に比例すべきであると規定しています。
- (b) データ内容の原則
 PIPA は、この原則に合致しています。
- (c) 目的明確化の原則
 PIPA は、この原則に合致しています。
- (d) 利用制限の原則
 PIPA は、この原則に合致しています。
- (e) 安全保護の原則
 PIPA は、この原則に合致しています。
- (f) 公開の原則
 PIPA は、この原則に合致しています。

(g) 個人参加の原則

PIPA は、この原則に合致しています。

(h) 責任の原則

PIPA は、この原則に合致しています。

ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要を教えてください。

(a) 収集制限の原則

(b) データ内容の原則

(c) 目的明確化の原則

(d) 利用制限の原則

(e) 安全保護の原則

(f) 公開の原則

(g) 個人参加の原則

(h) 責任の原則

PIPA は、上記の原則のいずれかを特に除外するものではありません。PIPA は GDPR を再現することを意図したものではありませんが、バミューダにおける組織による個人情報の利用に関して、透明性、正確性、比例性、安全性を確保し、それらに関して個人に一定の自主性と統制性を与えることを目的としています。

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的なガバメントアクセスやデータローカライゼーションのような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

存在しません。

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

個人情報保護委員会事務局

マックスウェルロバーツビル 4 階

チャーチストリート 1 番地

ハミルトン, HM11

バミューダ